

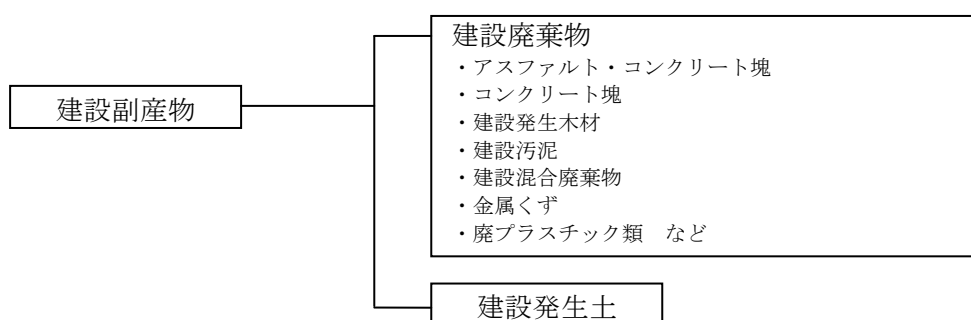
建設副産物実態調査実施概要

1. 調査の目的

「建設副産物実態調査」は、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向に関する実態を把握するため、全国の建設工事(公共土木工事、民間土木工事、建築工事(新築・増改築工事、解体工事、修繕工事))や再資源化施設等を対象に平成7年度、平成12年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成24年度に実施している統計調査である。

2. 建設副産物の定義

建設副産物とは、建設工事にもなつて副次的に得られる物品であり、建設廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材など)及び建設発生土(建設工事の際に搬出される土砂)の総称である。



3. 調査方法

(1) 調査実施方法

国土交通省において、各地方ブロックに設置されている地方建設副産物対策連絡協議会等*を通じて、公共工事発注機関、民間公益企業、民間企業の発注工事について、元請業者を対象に調査を実施した。

* 地方建設副産物対策連絡協議会等:

建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために、必要な情報の収集・交換を行うことを目的として、全国の各地方ブロック毎に地方整備局等、都道府県、政令市、特殊法人等、建設業団体等を構成員として設置された組織。

(2) 調査対象品目

< 建設副産物 >

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、その他(金属くず、廃プラスチック類など)、建設発生土

< 建設資材 >

土砂、生コンクリート、木製資材、アスファルト混合物、砕石

(3) 調査実施内容

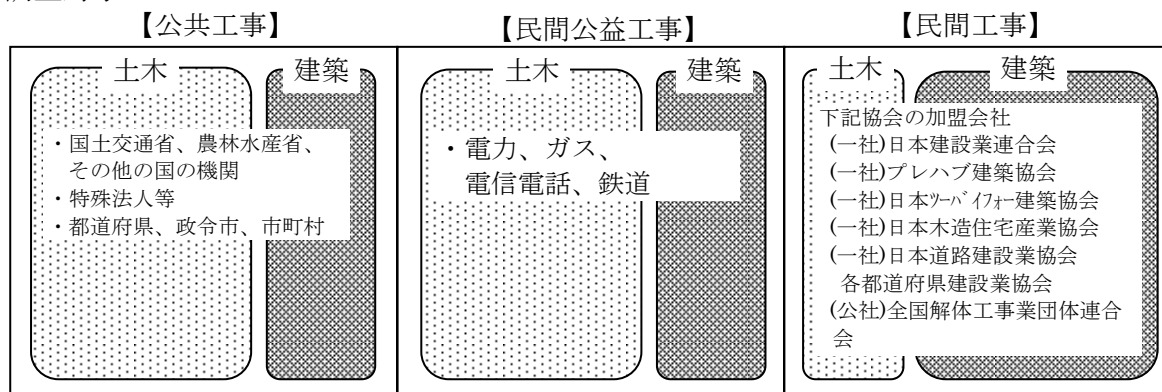
建設副産物実態調査は、下記の2つの調査から構成されている(「(4) 建設資材の利用の流れおよび建設副産物の処理の流れ」参照)。

① 利用量・搬出先調査(建設副産物の再資源化施設等への排出量を推計するための調査)

発注機関別、工事施工場所別、工事種類別に、建設資材のうち再生資材利用の割合・供給元、建設副産物の再資源化の割合・搬出先などを調査した。この調査より、推計後の場外排出量などの全体量から各搬出先の量を推計するための割合を算定する。

< 調査票回収工事件数 約4万1千件 >

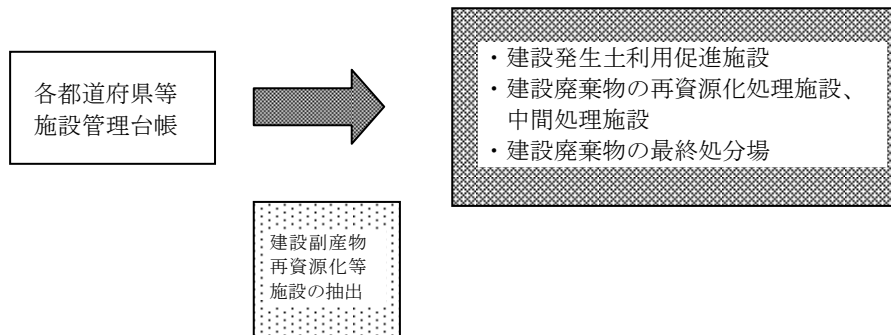
調査対象



② 施設調査(再資源化施設等での処理の実態を把握するための調査)

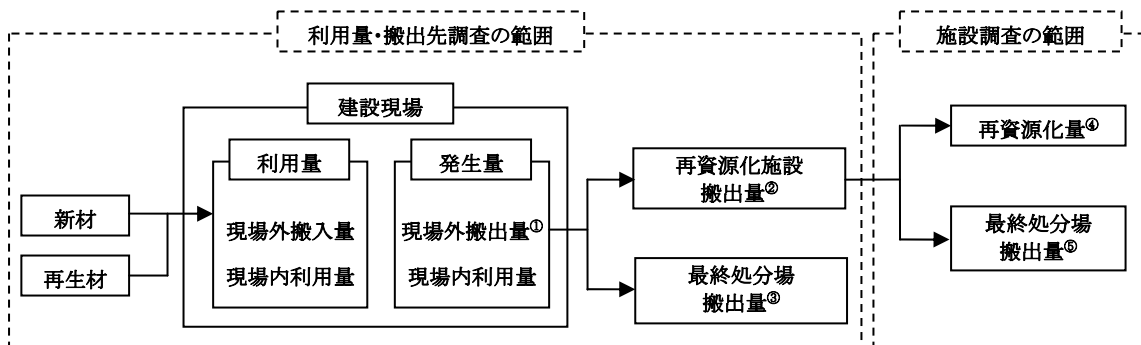
建設副産物の再資源化施設等の保有業者のリストアップを行い、この施設保有業者に対して、施設の概要等(施設搬入後の処理・処分方法・量等)を調査した。この調査より、再資源化施設等での処理・処分フロー(再資源化率、縮減化率、最終処分率)を算定する。

< 調査票回収施設件数 約4百件 >



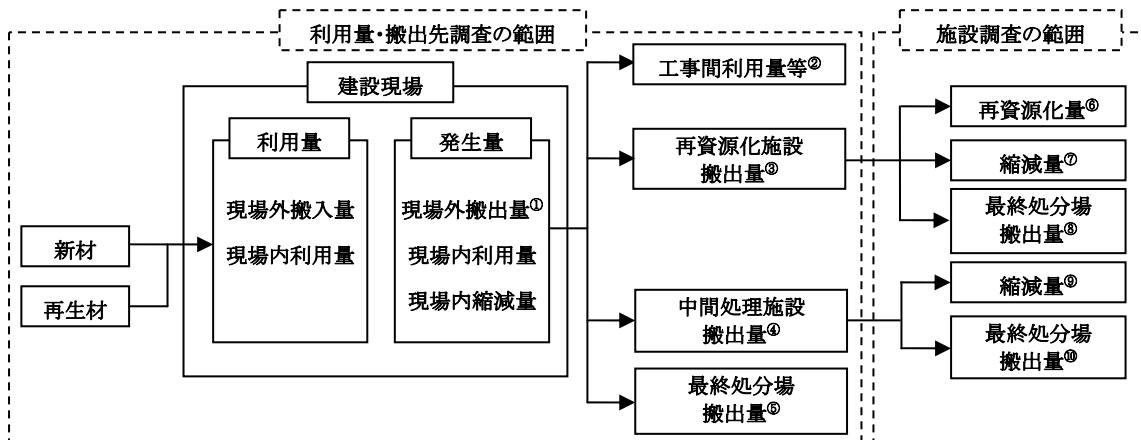
(4) 建設資材(砕石、木製資材、土砂など)の利用の流れおよび建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土など)の処理の流れ

i) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊



再資源化率 = ④ ÷ ①
 最終処分量 = ③ + ⑤

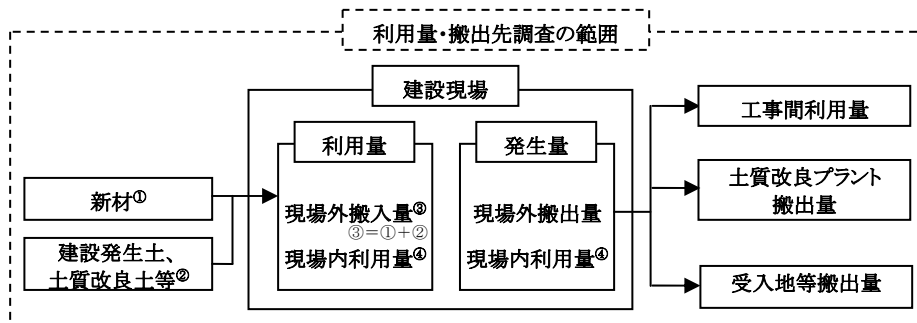
ii) 建設発生木材、建設汚泥



再資源化・削減率 = (② + ⑥ + ⑦ + ⑩) ÷ ①
 再資源化率 = (② + ⑥) ÷ ①
 最終処分量 = ⑤ + ⑧ + ⑩

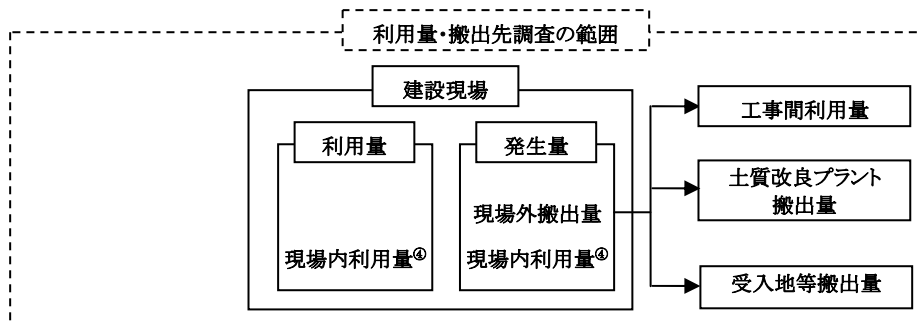
iii) 建設発生土

ア) 現場内利用がある場合(ただし、現場内完結工事ではない場合)



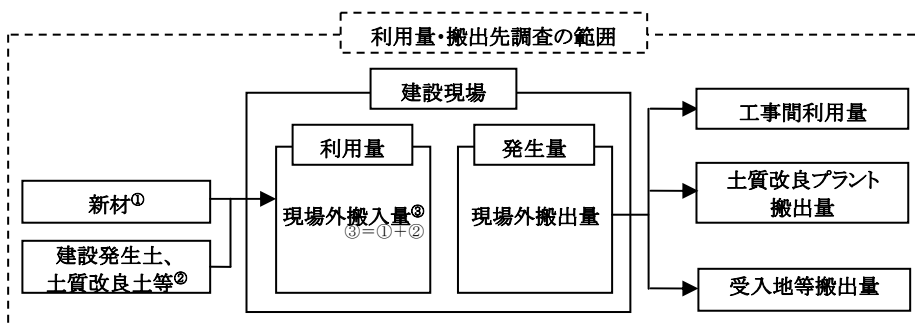
利用土砂の建設発生土利用率 = (②+④) ÷ (③+④)

イ) 現場内利用がある場合(現場内完結工事の場合)



利用土砂の建設発生土利用率 = ④ ÷ ④ = 100%

ウ) 現場内利用がない場合



利用土砂の建設発生土利用率 = ② ÷ ③

(参考) 拡大推計について

建設副産物実態調査結果のとりまとめにおいては、調査により回収したデータを集計(以下、「単純集計」という。)した後、調査データ回収状況を踏まえて、母集団^{注1}に対する捕捉率^{注2}を元に、原単位法^{注3}による推計(以下、「拡大推計」という。)を実施している。

発注区分別の建設廃棄物排出量の単純集計、拡大推計状況は、次のとおりである。

表. 発注区分別の建設廃棄物排出量の単純集計、拡大推計結果(九州)

		(単位:万トン)			
建設廃棄物排出量		単純集計結果	拡大推計結果	拡大推計に用いる指標	
発注区分	土木	公共土木	355	442	「公共事業施行対策協議会 ^{注4} 」等の調査による工事契約額
		民間土木	13	30	国土交通省「建設工事受注動態統計調査」による工事額
	建築	新築・増改築	12	105	国土交通省「建築物着工統計」による床面積
		解体	38	174	国土交通省「建築物除却統計」による除却床面積

注1 母集団: 拡大推計を行う際に、全体量の指標となる統計データ。公共土木工事は「公共事業施行対策協議会^{注4}」等の調査による工事契約額、民間土木工事は「建設工事受注動態統計調査」による工事額、建築工事は「建築物着工統計」による床面積、解体工事は「建築物除却統計」による除却床面積を母集団としている。

注2 捕捉率: 母集団に対するアンケート回収のあった工事額、または延床面積の割合。建設副産物実態調査での回収状況の指標。

注3 原単位法: サンプルによる原単位(一定工事額(または延床面積)あたりの量)が全体の原単位と近似していると仮定して、サンプルから全体量を推計する手法。

全体量=サンプル原単位×母集団

注4 公共事業施行対策協議会: 公共事業の執行に関し、各執行機関が相互に情報交換を行い事業の円滑な実施に寄与するため、各地方整備局管内に所在する関係機関(農林水産省・経済産業省・厚生労働省・国土交通省の地方支分部局等、特殊法人等、都道府県、政令市)で構成している協議会。